令和5年度川崎町社会福祉協議会事業計画

川崎町社会福祉協議会における社会福祉事業は、定款第1条に規定する社会 福祉を目的とした事業の健全な発達及び地域福祉活動の活性化により、地域福祉の推進を図るための事業を行います。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

今日の社会福祉を取り巻く現状は、少子高齢化、核家族化、ライフスタイルの変化等により、地域社会の在り方は大きく変容し様々な生活課題が潜在化していると言われています。

地域社会の脆弱化が進み、地域の連帯感が希薄化し、経済的困窮をはじめとする生活困窮や孤独死、ひきこもり、虐待、DV、いじめ等社会的孤立を要因とする課題が世帯単位で複雑に絡み合い、従来の施策や制度、あるいは単一の機関や団体の支援だけで対応することが困難なケースが増大しています。

これらの状況を踏まえ、本会としても、行政をはじめ、福岡県社会福祉協議会や関係機関・各種団体等と協働し、生活困窮者支援の取組や総合相談など包括的な支援体制づくりのさらなる強化に努めていかなければなりません。

また、令和4年度についても新型コロナウイルス感染症拡大の影響により「ふくしまつり」や「喜寿祝賀会」などが中止となりましたが、令和5年度は、このコロナ禍の中で、これまでの活動のスタイルが変わることがあっても、住民の立場に立って、人と人をつなぐ活動や地域福祉推進の取組を積極的に進めていきます。

2. 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な組織として、地域住民及び福祉組織・関係者との協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を推進することを使命としています。

このような中で、本会では平成30年度より川崎町生活支援体制整備事業として生活支援コーディネーターを配置し、現在多くの住民の方々で構成する「でてこんかい・かたらん会」の運営をはじめ、各地域でのサロンづくりの支援等を行い、「助け合い・支え合いのまちづくり」の取組を進めていますが、その取組の中で特に地域の課題として「買い物弱者支援」についての意見が出されました。

このため、令和4年度は、福岡県の助成制度等を活用し、川崎町の協力を得て、町内の65歳以上の高齢者のニーズ調査及び買い物実証実験を取り組みました。

川崎町の令和4年4月1日現在の人口は15,687人、高齢者人口が6,036人、高齢化率が約38.5%と高く、今後、介護予防や生きがいづくり、閉じこもり防止等を進め、地域包括ケアシステムの構築を推進していくためには、この買い物弱者対策が極めて重要な課題となっています。

今後とも、川崎町と一体となって、高齢者や住民の方々に社会参加を促し、 介護予防の視点も念頭に入れた取組を進めていきます。

3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及宣伝、連絡調整及び助成

地域福祉活動を充実させるためには、ボランティア団体等の育成及びその支援は必要不可欠であり、そのためには、住民による地域づくりを高めていく環境づくりが重要です。

ボランティアセンターは、ボランティア活動をしたい個人及び団体とボランティアを必要とする個人及び団体との調整や、ボランティア個人及び団体の活動支援、情報提供、各種講座の開催など、ボランティアに関する総合的な窓口としての活動を行うものです。

令和4年度のボランティア依頼・相談件数は7件で、調整件数(マッチング)は6件となっています。ボランティアセンター主催の小学生映写会にもたくさんのボランティアに協力をしていただきました。

ボランティア活動の促進は、町民が主体的に地域課題を解決する第一歩であり、センターの基盤強化は、ボランティア団体の自立を促進する環境づくりの重要な課題でもあります。令和5年度も、地域住民によるボランティア活動の理解と関心を高めるための取組と更なる情報発信に努めます。

4. 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

福祉教育は、すべての人が「普段の暮らしの幸せ」を実現させるため、それぞれの多様性を認め合い「ともに生きる力」を育むための学びです。

令和4年度は、体の不自由さによる身体的・精神的苦痛を理解し、高齢者への思いやりを持ってもらうことを目的に、真崎小学校の4年・6年生と川崎小学校の4年生を対象に高齢者疑似体験も実施しました。

地域の抱える課題が多様化・複雑化している今日において、地域住民が誰を も排除しない(排除されない)、様々な生き方を受け入れられるような意識の醸 成が不可欠です。特に学齢期における福祉の心づくりは、住民参加の地域福祉 の基盤づくりに大きな役割を担っています。

本会では、子どもたちや学校等が「ともに生きる」ことを意識し、福祉意識 を高めることを目的として、小学生への福祉教育冊子等の配布及び福祉教材の 提供をすることにより福祉に関する教育の推進を図ります。

さらに、ボランティア団体に協力をいただき、視力の障がいがある方へ「広報かわさき」の音声テープの貸出しを継続して行います。

5. 共同募金事業への協力

共同募金事業は、住民の善意と助け合いの精神によって支えられ、地域福祉 の推進に大きく寄与するとともに、災害時のボランティア活動の支援にも役立 てられています。

本会においても、喜寿のお祝いをはじめ、米寿のお祝い、障がい児バスハイク、保育園図書寄贈や新一年生への文房具の配布、福祉・ボランティア団体への助成等の事業を行っていますが、今後さらに多くの方々の参加とご協力をお願いし取組を進めていきます。(令和4年度は、コロナ感染症予防により喜寿祝賀会は中止となっています。)

- (1) 川崎町シニアクラブ連合会の各クラブによる一円玉募金を4月から12 月まで実施
- (2) 赤い羽根街頭募金及び法人募金を10月から12月まで実施
- (3) 戸別募金(各行政区長に依頼)を10月から12月まで実施
- (4) 民生委員・児童委員をはじめ福祉関係団体に協力を依頼する。

なお、令和4年度の共同募金活動については、昨年に続きコロナ禍での影響が多いに懸念されていましたが、多くの方々の協力を得て、募金目標額2,100,000円を上回る、2,221,897円となりました。令和5年度以降も様々な工夫を行い推進していきます。

6. 川崎町総合福祉センターの運営

令和3年度は、新型コロナウイルスの感染予防に向けた緊急事態宣言発令と 福岡県の自粛要請に基づいて、2回(約2か月間)の貸館受付の休止となりま したが、令和4年度はコロナ感染予防の影響を受けたものの、利用料について は前年比が約2倍増となっています。

令和5年度も引き続き、各種福祉団体やボランティア活動に対する会議室の 提供や貸館業務により福祉の増進を図ります。

7. 心配ごと相談業務

心配ごと相談事業は、町民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言等を行い、福祉の増進を図ることを目的に、川崎町より事業委託を受けて実施していますが、これまで、民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談員、学識経験を有する者計10名の相談員で相談業務を進めています。

令和2年度から相談開設日が隔週開催(毎月第2及び第4水曜日)に変更し 事業の推進を図っており、変更後は徐々に1日あたりの利用者数が伸びる傾向 にありましたが、令和4年度については前年度より減少となっています。

今後とも、相談者の様々な悩みの解決に努めるとともに、相談員の資質向上のため、事例研修等を行い相談業務の充実を図ります。

8. 川崎町老人福祉センターの運営

老人福祉センターの浴場については、令和4年度もコロナ感染状況の高止まり等で特に夏場は1日の平均利用者が50人前後と低迷していましたが、後半に入り冬場には95人程度にまで回復しました。

令和5年度は、新型コロナの感染症法上の取扱い等が見直しされる見込みですが、引き続き受付時での検温や換気などの対策を講じながら、利用しやすい環境整備を進めていきます。

なお、施設の経年劣化により、機器の故障や修繕箇所が生じていますが、限られた予算の中で、日頃からの点検を行いながら優先順位を考慮して実施していきます。

9. 居宅介護支援事業

本会の居宅介護支援事業所は、経営計画に基づいて、令和4年8月から介護 支援専門員1名を増員し3名体制(内1名は主任介護支援専門員)となり、念 願の特定事業所加算の獲得が実現し、現在、黒字経営を目指した段階に入って います。

運営状況については、困難事例や町内外の支援依頼が増加し、すでに介護支援専門員1名が担当する利用者基準35名に達する勢いとなっています。

今後も利用者が可能な限り住み慣れた地域で、個々の能力に応じた自分らしい日常生活を営むことができるよう、各関係機関や多職種との連携を図るとともに、介護支援専門員の質の向上を図り、質の高い支援提供に努めます。

また、併せて支援依頼を積極的に受け入れ、経営の安定化を目指します。

10. 訪問介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業、障がい福祉サービス 事業

本会の訪問介護事業等は、現在、管理者(サービス提供責任者)及びサービス提供責任者、登録ヘルパー10名でサービスを提供していますが、要介護の方を対象とした訪問介護サービス、要支援の方を対象とした介護予防・日常生活支援総合事業、障がいのある方を対象とした障がい福祉サービス、移動に著しい困難を有する視覚障害のある方を対象とした同行援護サービス、そして、利用者が全額負担する介護保険外サービスなどを実施しています。

利用者数については、令和4年度は緩やかな増加傾向を辿っていますが、しかし、現在の登録ヘルパーの諸状況によりサービスの提供に限りがあるため、令和5年度は、再度、登録ヘルパーの募集に力を入れ、利用者のニーズに応え、質の高いサービスの提供に努めます。

また、登録ヘルパーによる訪問介護サービス提供に関する研修会等の充実を 図り、やりがいをもって介護業務に就けるよう環境づくりに努めます。

11. 障がい者(児)相談支援事業

平成27年度、川崎町からの委託事業から始まった相談支援事業も現在8年目を迎えています。開設当初からの利用者の中には、65歳を迎え介護保険へ移行されたされた方や、障がい児相談支援においては療育の成果によりサービス利用を卒業した児童もいますが、これまで終了者及び新規利用者を含め利用者全員の相談業務を円滑に進めていくことを中心に取り組んできました。

令和5年度も黒字状況を継続させ安定した経営を維持し、利用者・関係機関から信頼される相談支援事業所となるよう取り組んでいきます。

また、現在の利用者への支援が滞ることなく可能な限り新規利用者の受け入れも行っていきます。

さらに、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく相談支援を提供し、障がい者一人ひとりの人権と意思を尊重し、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、利用者の生活を把握し、課題の解決や自立のために必要で適切なサービスの提供を受けるための計画作成を行います。そのために利用者との会話をスムーズに進め、必要な事柄を聞き取り、迅速に適切な支援を提供できるよう、田川地区基幹相談支援センターでの会議や研修会への職員派遣及び内部研修等も実施し、相談支援専門員の資質向上に努めます。

また、サービスが必要な方に一日でも早く必要なサービスを必要な量で提供できるよう、地域や事業所、行政など関係機関に働きかけを行います。

12. 福岡県の生活福祉資金貸付事業

福岡県の生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例(平成2年条例第27条)の規定に基づいて、福岡県社会福祉協議会が低所得者、高齢者、障害者に対し資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立、生活意欲の助長と社会参加の促進を図り、安定した生活をおくるための支援を行っていますが、川崎町社会福祉協議会はその相談窓口として、福岡県社会福祉協議会へ繋ぐ役割を果たしていきます。

特に、令和4年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活 福祉資金特例貸付の償還が始まり、これに伴い、福岡県社会福祉協議会と契約 を締結し、生活相談支援員1名を雇用し、生活困窮状態が続いている借受人世 帯への相談支援業務を進めています。生活に困窮されている方々への支援にお いて、引き続き利用者の立場に立った丁寧な対応を行っていきます。

13. 介護予防支援業務

地域包括支援センター業務の必須事業としてのこの事業は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、指定介護予防支援を行うものです。

近年は新規の利用者がやや減少傾向にありますが、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行っていきます。

14. 川崎町地域包括支援センター業務

地域包括支援センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置されており、また、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として、地域住民の多様なニーズに応えることのできる地域に密着した一元化された総合相談拠点を目指すものです。

相談実績では、年々、困難事例の相談や後方支援が増加傾向にありますが、 毎月1回、町高齢者福祉課と「地域包括支援センター連携会議」を開催し、事 業運営について協議を進めています。地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心 してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのよう な支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスや関係機関及び制度の 利用につなげる等の支援を行います。

15. その他この法人の目的達成のための必要な事業

「生活困窮」「社会的孤立や孤独」「心身の障がいや不安」など、既存の制度では対応できない制度の狭間にいる方等への支援は今日的な課題となっています。

認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分なため自分一人で契約などの判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方が利用する日常生活自立支援事業については、現在、社協職員を専門員及び生活支援員として配置して、関係調査や福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かり等々を行っていますが、現在7名の方が利用されています。

また、福岡県社会福祉法人経営者協議会等が実施主体である「ふくおかライフレスキュー事業」は、現物給付という緊急時のツールを備えた生活困窮者等に対する相談・支援事業で、社協が窓口として運営していますが、日常生活自立支援事業と併せて、今後も引き続き細やかなサービス提供が迅速にできるよう努めます。